



2015年3月5日

秦野市長 古谷 義幸 様

渋沢丘陵を考える会 代表 日置乃武子
秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子
秦野のホタルを守る会 会長 吉田 嗣郎
丹沢・未来プロジェクト 代表 栗原 孝司
さんげつ会 事務局 山田 芳枝
(各印省略)

渋沢丘陵霊園経営許可の無効と工事即時中止を求める要望書

貴職は2014年10月3日、公益財団法人相模メモリアルパークに対し、渋沢地区の約1万5000区画・20ヘクタールにおよぶ相模メモリアルパーク第2霊園の経営許可決定通知書を交付しました。同17日、私たちは、自然環境と生物多様性保全政策を根底から否定する暴挙であるとともに、数多くの違反、不正行為などの疑惑にまともに答えることなく強行された行為として強く抗議しましたが、その後、貴職の極めて重大な市条例違反が明らかになったことから許可は無効であり、工事の即時中止と原状回復を求めます。

1 秦野市墓地等の経営の許可等に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領（以下、要領と言います。）第19項は、「（土地所有者が土地を経営許可を受けようとする者に譲渡する旨を記した）契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあっては、その契約内容を履行した事実を確認できるその土地の登記簿謄本等を確認のうえ墓地等の経営を許可すること。」と規定しています。

しかし貴職は、事業者が許可申請書を提出した2週間後、まだ全55筆の土地の所有権移転登記がまったく行われておらず「契約内容を履行した事実を確認できるその土地の登記簿謄本等を確認すること」が物理的に不可能な状況下で許可を強行しました。許可の最終段階における極めて重要な許可条件に違反する行為であり、要領19項を完全に無視、抹殺して行った許可と言うほかはありません。要領が施行されてわずか1年半後のことでした。

① 貴職はどのようなお考えで要領19項を完全に無視、抹殺してまで許可書の交付を急いだのですか。市民のだれもが納得のいくようにご説明くだ

さい。

2 これは、一般的に言われる「行政行為の瑕疵」の程度を著しく超える無効の行政行為です。なぜなら、貴職は墓地経営の許可にあたってその根幹をなす登記簿謄本等の確認を行わなかったのは甚だしい過誤に相当します。しかも、許可書に許可条件として「速やかに土地所有権移転登記を行い、自己所有地とすること。」と記しているのは、本来許可以前に完了させておくべき土地所有権移転登記を事後において無期限に認めるということで、要領19項に照らせば絶対にありえない極めて異例な条例違反です。また、貴職には「登記簿謄本等を確認」しないで墓地経営の許可書を交付する権限は認められていません。

② 貴職はなぜ、土地所有権移転登記を許可後における期限なしの許可条件に変えたのですか。

③ 貴職は、土地所有権移転登記を確認しないで許可書を交付する権限をお持ちですか。お持ちだとすればその根拠を明示してください。お持ちでなければ、どのようにして過ちの責任をおとりになるのか具体的にご説明ください。

3 この問題は、許可後2ヵ月たった昨年12月市議会でも取りあげられましたが、副市長は「土地は売買によって所有権が移転する。登記は対抗要件であり、より強固な確定的な権利にするためにある。所有権はすでに移転しているので速やかに登記をするよう指導する」との答弁しましたが、許可時点では地権者が事業者に対し土地を将来譲渡する旨を記した契約書が存在していただけて売買は行われておらず、事業者には1筆の土地所有権さえありませんでした。「所有権はすでに移転している」とする答弁は甚だしい事実誤認です。

④ 貴職は、副市長の答弁とおおり許可時点で土地の売買が履行されていたと認めますか。売買が行われていたとすればそれを証する書類を明らかにしてください。行われていなかった場合は本年3月議会で副市長に答弁を訂正するよう勧告してください。

4 このような無効な行政行為を正当化するため担当課では次のような解釈を行っています。要領19項に「……契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあつては、その契約内容を履行した事実を確認できるその土地の登記簿謄本等を確認のうえ墓地等の経営を許可すること。」とありますが、「土地の登記簿謄本等」の「等」の中に「契約書の写し」が含まれているので許可は適切に行われたとの主張です。

しかし条文は、まず第1段階として契約書の写しの確認を済ませ、次いで最終第2段階として「その契約内容を履行した事実を確認できるその土地の登記簿謄本等を確認」して許可書を交付せよとの趣旨ですから、契約書の写しが「等」に含まれるとする解釈はまったく成り立つ余地がありません。担当課は、これは貴職の考えでもあると明言しましたが、この解釈は著しく誤ったものであることは一目瞭然です。この2つの確認審査は順序、次元の異なるものです。

⑤ 貴職は上記「等」の1字に契約書の写しが含まれるとお考えですか。そうでしたら、法規上、語法上、文法上の根拠を具体的にお述べください。

5 この経営許可書は、過誤の甚だしい重大性および明明白白性から見て、そもそもの始めから将来にわたって許可の有効性を持たない無効な行政行為にあたります。したがって、許可後に全55筆の土地所有権移転登記を確認してもいわゆる瑕疵の治癒にはなり得ません。まさに秦野市政に対する市民の信頼を根底から失墜させる極めて異常な行政処分と言わざるを得ません。

⑥ 貴職は、みずからが交付した許可決定交付書が無効であることを認め、即時工事を中止し、工事済みの土地を速やかに原状回復させる処置をとってください。

以上、①～⑥の要望および質問に貴職の最大限の誠意をもってご回答ください。

3月市議会開催中でご多忙のところ誠に恐縮ですが、過誤の重大性およびその明白性から早急に書面にてご回答くださるようお願い致します。

以 上

連絡先は次のとおりです。

〒 257-0013 秦野市南が丘2-2-6-204
小日向 彰 0463-81-5476 (FAX 兼用)